

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西予市長

市町村名 (市町村コード)	西予市 (38214)
地域名 (地域内農業集落名)	多田地区 (久保、信里、東多田、瀬戸、河内、伊延東、伊延西、岡山)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では基盤整備に関して積極的でない中、担い手・後継者が不足している中でも、人・農地プランで位置付けた中心経営体である認定農業者等が中心に、休耕田、耕作放棄地を増やさないう、稲作等を継続している。このような現状の中で、作業効率の向上、規模拡大を図るには、農地の集積・集約化、入作等による新たな受け手の確保が必要。

条件が良い農地については、受け手はすぐに見つかるが、狭小や車が通れる農道が整備されていない等条件が悪い農地については、受け手が見つからないため、当面は地域計画の目標地図に位置付けた当地域内の農業を担う者が耕作を行っているエリアを中心に稲作等を継続していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

県下有数の穀倉地帯として知られる宇和町では、広い水田を生かした米づくりと施設園芸(イチゴ・ブドウ・花き等)が展開されている。

その中で、当地区においては、新規就農者の確保・育成や集落営農を含めた担い手の掘り起こしに取り組むとともに、集落営農組織を中心とした農地の効率的な利用を推進するため、農地流動化委員会にて耕作放棄地の解消、農地利用集積化に向けた検討を行い、地域営農の生産構造再編と生産拡大を図る。

しかし、担い手、後継者が不足しているため、当面は、休耕田、耕作放棄地を増やさないう、地域計画の目標地図に位置付けた当地域内の農業を担う者が耕作を行っているエリアを中心に稲作を継続していく。(これまでの人・農地プランにおける農地の集約化に関する当地域の方針を継承する。)

このほか、大型機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化(コンバインによる作業労力の軽減、無人ヘリによる水稻の共同防除)による作業効率の向上、規模拡大を図るため、宇和町内近隣地域からの入作等による新たな受け手の確保により、集積・集約化を行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	129 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	129 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。(人・農地プランで設定している区域を継承)
区域内の農用地等面積については、日本型直接支払交付金(中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金)を受けている組織が管理している農地を積み上げ地図化した。

保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地流動化委員会及び農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に面積の拡大を進めるとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れも促進することにより、耕作困難農地の受け手や、担い手への農地集積を進める。なお、これらの取り組みについては、地域の合意形成を図りながら農業委員会や農業協同組合、土地改良区などの関係機関と連携・調整を図りつつ実施する。 このほか、西予市水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図り、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地流動化委員会を中心に耕作困難農地の出し手の情報や、担い手の経営意向を把握し、段階的に集約化を進める。耕作放棄地の防止及び担い手への農地集積や分散錯圃の解消等について合意が得られる農地について農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえつつ、生産効率の向上を図るための用水、農道等の基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県(西予農業指導班)、地元関係団体等と連携して地域の担い手となるよう育成していくとともに、新規就農者が農業をしやすい地域であることをアピールし呼び込む。また、当該地区での農業希望者があった場合は、積極的に支援・育成を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合等と連携して、活用できる支援制度等について検討を行うとともに、作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシやシカ等の被害が拡大しないよう防止柵を設置するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
 ③作業の省力化・効率化に向けて、スマート農機の導入を図る。
 ④西予市農業再生協議会「西予市水田収益力強化ビジョン」で掲げる畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標に沿って、農家の省力化及び収益増加を図る。
 ⑦農地流動化委員会が中心となり、保全・管理等に取り組むとともに、地区内の農道・水路等の施設については、地区住民の話し合いにより相互に連携協力し、適切に維持管理していく。